

件名

信用金庫連合会に係る連結レバレッジ比率等の算出における日本銀行に対する預け金の不算入に関する件

○金融庁告示第 号

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十四号）第七条第六項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、日本銀行に対する預け金の額は、同告示第六条第一号（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる額に算入しないものとし、令和六年四月一日から適用する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一